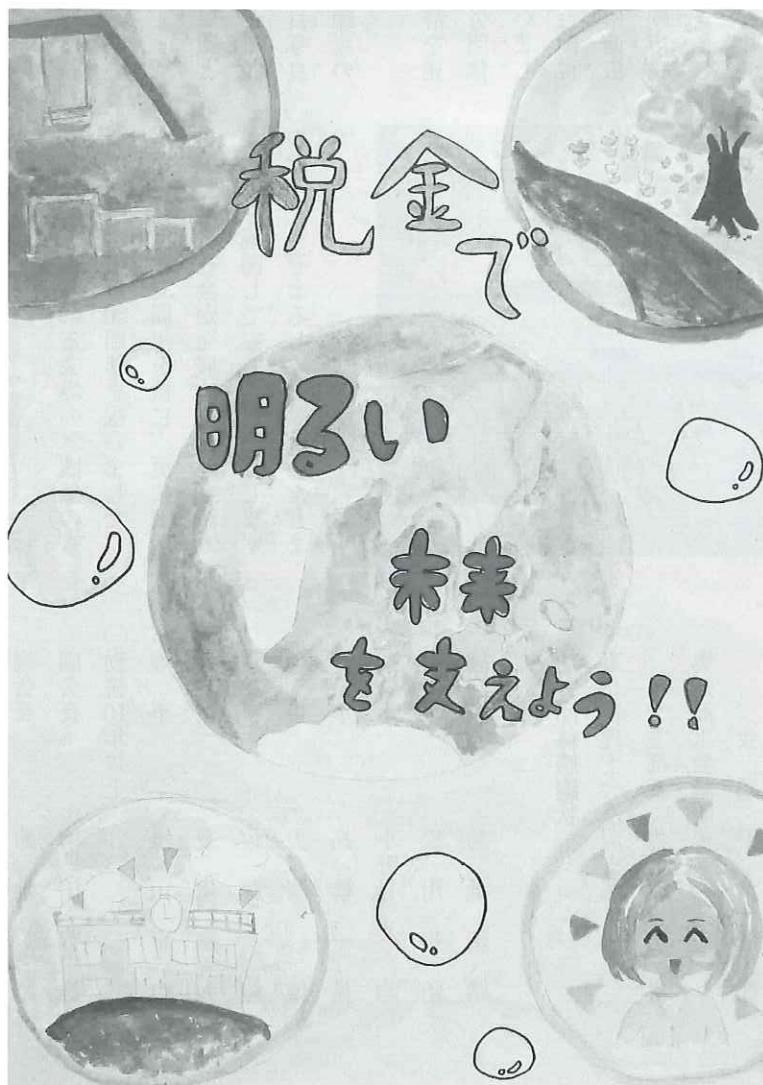


法人ニュース胆江

第15号 平成26年1月



2013 小学生による税のポスター展 金賞作品
奥州市立佐倉河小学校 6年 及川奈々さん

今年もよろしく
お願いします。
けんた



公益社団法人胆江法人会

〒023-0818 奥州市水沢区東町4 TEL24-3141 FAX24-3148
URL <http://www.tankou.jp> Mail info@tankou.jp



▲記念講演会 与良正男氏



▲ 永年勤続功労役員表彰



▲水木歌淳・美歩歌さんによる祝舞



▲記念祝賀会

12月12日（木）、プラザイン水沢において、女性部会創立20周年記念事業を開催いたしました。

記念講演会は、落語家の柳家三之助師匠が「笑って元気に！健康に！」と題して講演し、講話と落語で会場は笑いに包まれました。

記念式典では、佐藤副部会長が式辞を述べ、3名の方へ功労者感謝状を贈呈いたしました。続いて、来賓を代表し、水沢税務署信夫署長、胆江法人会菊地清晴副会長、岩手県法連女性部会連絡協議会守屋会長より祝辞を頂きました。

記念祝賀会では、奥州商工会議所菅原専務理事の乾杯で祝宴が始まり、ハイアンダンスや歌を楽しみながら和やかに20周年を祝いました。

○功労者感謝状贈呈者

顧問	近藤
元女性部会長	菅原
元女性部会長	秀子
小平	ミヨ
敦子	



女性部会 創立20周年を祝う

消費税法改正等のお知らせ

平成 25 年 11 月
国 税 庁

I 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の主な改正内容

1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障 4 経費）に充てるものとされました。

（注）地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障 4 経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり 2 段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区分	現 行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の 25/100)	1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年 10 月 1 日施行「消費税転嫁対策特別措置法」）において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

※ 消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」（下記 URL）をご覧ください。

URL <http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

消費税価格転嫁等総合相談センターが設置されました

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されました。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けます。

このようなご相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否などの消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当省庁へ通知します。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】平日 9:00 ~ 17:00 (平成 26 年 3 月・4 月は土曜日も受付)

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24 時間受付)

※ 消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

○制度の概要

その事業年度の基準期間^(注)がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

（注）「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

- | | |
|---|---|
| ① | その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。 |
| ② | 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が5億円を超えていること。 |

○適用開始時期

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

4 任意の中間申告制度の創設

○制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注1)から、自主的に中間申告・納付^(注2)することができることとされました。

（注1）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

（注2）中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

○適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。
※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。
- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があつたものとみなされます。
※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者（中間申告義務のある事業者）が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があつたものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があつたものとみなされません（中間納付することができないこととなります。）。

5 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります（「2 消費税率の引上げ」参照）。

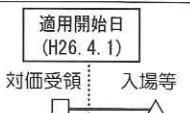
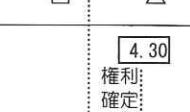
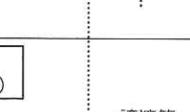
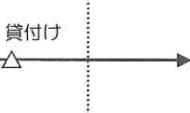
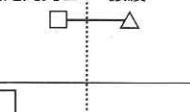
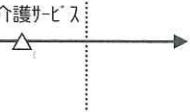
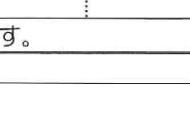
ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。

主 な 経 過 措 置 の 概 要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用されます。

（注）8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経 過 措 置 の 内 容		
① 旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの	適用開始日 (H26. 4. 1) 対価受領 	入場料金 
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの	継続供給 	4. 30 権利確定 
③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	指定日 (H25. 10. 1) 契約 	譲渡等 
④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限りります。）における、平成26年4月1日以後に行う当該資産の貸付け	契約 	貸付け 
⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供（＊）に係るものをおきます。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 ＊「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。	契約 	指定役務 
⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの	契約 	定期供給 
⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの ※平成25年10月30日政令304号により、雑誌は、経過措置の対象から除かれました。	契約 	指定発売日 
⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売	条件提示 	申込 
⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	契約 	介護サービス 

* 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

II 消費税転嫁対策特別措置法に規定する「総額表示義務の特例措置」

○ 制度の概要

「消費税転嫁対策特別措置法」第 10 条の規定により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間ににおいて、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいとする特例が設けられました。

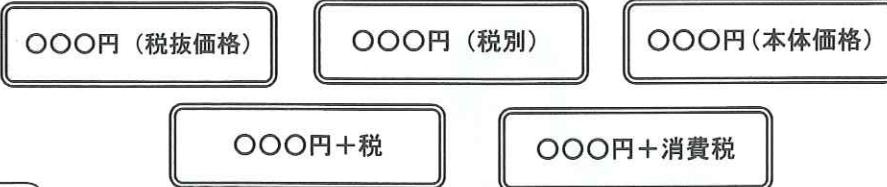
なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【誤認防止措置の具体例】

総額表示義務の特例措置の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

〔例 1〕

値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。



〔例 2〕

個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税込価格となっています。」といった掲示を行う。

国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」に「総額表示義務の特例措置に関する事例集（税抜価格のみを表示する場合などの具体的な事例）」を掲載しています。上記以外の事例も紹介していますので、そちらもご覧ください。

III 課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正

○ 制度の概要

平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる総額表示義務の対象となる取引について、総額表示を行っている場合において、その取引に係る決済上受領すべき金額を税込価格を基礎として計算することができなかったことにつきやむを得ない事情があるときは、経過措置として、当分の間、旧消費税法施行規則第 22 条第 1 項^(注)の規定を適用できることとされました。

また、上記 II の総額表示義務の特例措置の適用を受ける場合にも、総額表示を行っているものとして、この経過措置の適用を受けることができることとされました。

(注) 消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年 9 月 30 日財令第 92 号）により、廃止された消費税法施行規則第 22 条第 1 項をいいます。

○ 適用開始時期

平成 26 年 4 月 1 日以後に行う課税資産の譲渡等から適用されます。

課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の具体的な取扱いについては、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」に「課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正について」を掲載していますので、そちらをご覧ください。

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

小学生による税のポスター展



受賞した佐倉河小学校児童のみなさん

〔金賞〕	佐倉河小学校	及川 奈々
〔銀賞〕	白山小学校	及川 芽生
〔銅賞〕	岩谷堂小学校	兼平 雛乃
	江刺愛宕小学校	佐藤 瑞紀

入賞作品は確定申告時期に水沢税務署に掲示されます。金・銀・銅賞は次のとおりです。

青年部会の租税教育事業、小学生による税のポスター展が、十一月の税を考える週間にあわせて行われました。胆江管内の小学校六年生による一九八点の力作をメイプル二階に展示しました。また、水沢税務署長を始めとする審査員が選考し、優秀作品を表彰しました。金賞には佐倉河小学校の及川奈々さんが受賞し、このほど菅原青年部会長が同小学校を訪れ、賞状と記念品を手渡しました。



江刺愛宕小学校 佐藤 瑞紀さん

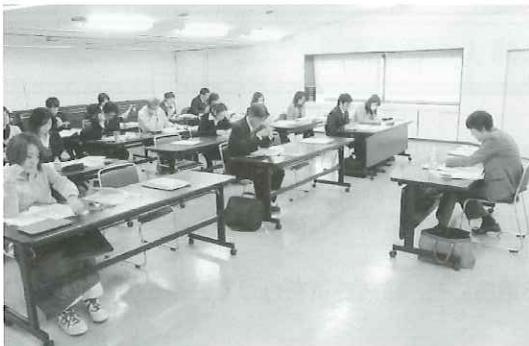


岩谷堂小学校 兼平 雛乃さん



白山小学校 及川 芽生さん

カメラレポート



税務講座（年末調整）



税制改正提言要望活動（奥州市長）



青年部会による租税教室（赤生津小学校）



青年部会陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地見学会

社団化30周年記念 税務講演会・平成26年新年賀詞交歓会

日時 平成26年2月4日(火) 講演会 16:00
交歓会 17:30

場所 水沢グランドホテル

会費 講演会無料、交歓会 5,000円

★お申し込み・お問い合わせは事務局までお願いします。

演題

「仙台国税局調査査察部の取組について」
～調査部・査察部のトピックスの紹介等～

講師

仙台国税局調査査察部長 山本 学氏

多くのご参加をお待ちしております。

**印紙税
改正ポイント**

法人会は、企業と地域に、さらに役立つため、
公益社団法人になりました。

めざします 企業の繁栄と社会への貢献

公益社団法人 胆江法人会
http://www.tankou.jp
TEL.0197-24-3141

届けの申告はe-Tax! 地方税の申告はeLTax!

売上代金に係る印紙税額表	
平成26年4月1日以降に作成される売上代金に係る「会員又は有価証券の受取書」について受取金額が5万円未満のものについて非課税とされます。 平成26年4月1日以降に作成される受取書の税率	
受取金額	税率
5万円未満のもの	非課税
5万円以上 100万円以下のもの	200円
100万円を超える 200万円以下	400円
200万円を超える 300万円以下	600円
300万円を超える 500万円以下	1千円
500万円を超える 1千万円以下	2千円
1千万円を超える 2千万円以下	4千円
2千万円を超える 3千万円以下	6千円
3千万円を超える 5千万円以下	1万円
5千万円を超える 1億円以下	2万円
1億円を超える 2億円以下	4万円
2億円を超える 3億円以下	6万円
3億円を超える 5億円以下	10万円
5億円を超える 10億円以下	15万円
10億円を超えるもの	20万円
(受取金額の記載のないもの 200円)	

※在庫枚数に限りがあります。

ださい。

当会では、手軽に名刺入れや財布などに入れて活用できる、一目でわかる税額表カードを作成しました。

無料で配布しておりますのでご希望の方は必要枚数を事務局へお知らせください。

本年四月から受取金額での印紙税額の非課税が三万円以下から「五万円以下」に引き上げられます。さらに、不動産譲渡契約書と建設請負契約書の印紙税は、大幅に軽減されます。

印紙税が改正

税額表カード配布しております



法人会のビジネスガード
Business Guard

AIU保険
Member of AIG

ケガ・病気

熱中症

労災訴訟

地震・噴火・津波

損害賠償責任

過 労

職場のメンタルヘルス

私の会社は、
ガードが固い。



法人会のアットワークハイパー任意労災

定額+賠償の「ダブル補償」で、万一の労働災害から企業経営を守ります。

AIU保険会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

盛岡支店

〒020-0022

盛岡市大通3-3-10(七十七日生盛岡ビル5階)

TEL.019-653-1411 FAX.019-623-3541

(受付時間:午前9時から午後5時まで土・日・祝日・年末年始を除く)

●この広告は保険の概要をご説明したものです。詳細につきましては弊社代理店にお問合せください。 ●アットワークハイパー任意労災は法人会福利厚生制度の制度商品である業務災害総合保険のベットネームです。



法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

東北支社/盛岡市盛岡駅西通2-9-1
(マリオス12F) TEL 019-624-3427

AIU AIU保険会社

盛岡支店/岩手県盛岡市大通3-3-10
(七十七日生盛岡ビル5F) TEL 019-653-1411

今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ、
会員企業とその家族の皆様に
安心をお届けしてまいります。
本年も何卒
よろしくお願ひ申し上げます。



〈引受保険会社〉

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
法人会フリーダイヤル **0120-876-505**
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)
盛岡支社
〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス13階 TEL.0120-5555-95